

○携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成二十三年総務省告示第四百五十三号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改 正 案

現 行

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

（表略）

注 一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないもの（送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下のものに限る。）は、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三デシベル以下の値であること。

イ（略）

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値
（八一五MHzを超	

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

（表略）

注 一、〇〇〇MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇MHz未満の周波数の任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三デシベル以下の値であること。

イ（略）

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値
（八一五MHzを超	

え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

注 (略)
 イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇〇MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く(送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。))	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が(一)一六デシベル以下の値

注 (略)
 イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

九kHz以上一五〇kHz未満	任意の1kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇〇MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値
三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。))	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル以下の値

八六〇MHz以上八九〇MHz以下(送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(表略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(表略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシ

八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(同上)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの
(表略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三六デシベル以下の値	ベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)二六デシベル以下の値	
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一六デシベル以下の値	
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一六デシベル以下の値	
周波数	不要発射の強度の許容値	
八一五MHz以下、八四五MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	(略)	
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	(略)	

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)三六デシベル以下の値	する。以下この表において同じ。)以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一)二六デシベル以下の値	
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一六デシベル以下の値	
一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (一)一六デシベル以下の値	
周波数	不要発射の強度の許容値	
八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	(略)	
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	(略)	

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

一、〇〇〇 MHz 以上 二一・七五 GHz 未満	(略)
------------------------------	-----

イ 送信する電波の周波数が七・八 MHz を超え七・八 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く(送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のものに限る。))	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下 (送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のものに限る。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二一・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上 二一・七五 GHz 未満	(略)
------------------------------	-----

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二一・七五 GHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(表略)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(略)

イ (略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHz

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(同上)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(同上)

イ (同上)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(同上)

イ (同上)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二

三・四 (略)

ウ (略)

(ア) (イ) (略)

を越え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを越え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを越え一、七八四・九MHz以下のもの

三・四 (略)

ウ (略)

(ア) (イ) (略)

七・九MHzを越え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを越え一、七八四・九MHz以下のもの